

No. 47

制 度 名	児童虐待対策推進事業費補助	主管課名	青少年家庭課・児童育成G		
		問合せ先	029-301-3258		
目的・趣旨	児童虐待対策を推進するため、市町村による児童虐待の未然防止に向けた新たな取組や体制整備を支援する。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 (1) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の補助 (2) 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関におけるネットワーク構築等に要する費用の補助 (3) リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組に要する費用の補助 (4) 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進に要する費用の補助 (5) ペアレント・トレーニングの提供等に要する費用の補助 (6) 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援に要する費用の補助 (7) 子育て世帯のレスパイト支援に要する費用の補助					
〔補助要件等〕 国及び県の実施要綱等に基づく					
〔対象経費〕 上記事業の実施に要する経費					
〔補助限度額等〕 国及び県の実施要綱等に基づく					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業		9/10	—	1/10	—
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業		2/3	1/6	1/6	—
(3) 妊婦訪問支援事業		1/2	—	1/2	—
(4) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業		1/2	1/4	1/4	—
(5) 保護者支援臨時特例事業		1/2	1/4	1/4	—
(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業		1/2	1/4	1/4	—
(7) 子育て短期支援臨時特例事業		1/3	1/3	1/3	—
〔令和4年度当初予算額〕 181,907千円		〔令和4年度補助対象団体〕 令和5年度8月頃決定予定			
〔備考〕					